

平成 22 年 7 月 2 日（金）

於・特許庁 16 階特別会議室

産業構造審議会知的財産政策部会

第 22 回商標制度小委員会

議 事 録

特 許 庁

1. 日 時： 平成22年7月2日（金） 10：00～12：00

2. 場 所： 特許庁特別会議室（特許庁庁舎16F北側）

3. 出席委員： 土肥委員長、阿部委員、和泉委員、遠藤委員、鈴木委員、竹田委員、田邊委員、
田村委員、松尾委員、柳生委員

4. 議 題： 開会

我が国における著名商標の保護の在り方について

新しいタイプの商標について（登録要件について）

閉会

開 会

○土肥委員長 ちょうど定刻でございますので、ただいまから知的財産政策部会第 22 回の商標制度小委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、最初に、前回以降、新たに本小委員会の委員になられた方々について事務局から御紹介をお願いいたします。

○鎌田審議室長 それでは、交代をされました委員の皆様を御紹介いたします。

社団法人日本食品・バイオ知的財産権センター 商標委員会委員長、ハウス食品株式会社マーケティング本部知的財産部 知的財産課チームマネージャー、和泉守計委員。

日本弁理士会 副会長、鈴木一永委員。

社団法人電子情報技術産業協会 商標専門委員会副委員長、株式会社東芝 知的財産部企画担当参事、田邊潔委員。

日本知的財産協会 常務理事、味の素株式会社 理事 知的財産部長、柳生一史委員。

以上の方々でございます。

なお、学習院大学法学部 教授、小塚壮一郎委員、並びに日本商工会議所 常務理事、宮城勉委員でございますけれども、本日、所用のため御欠席でございます。

○土肥委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題について御紹介させていただきたいと存じます。

本日の議題は 2 つでございます。

1 つは我が国における著名商標の保護の在り方について。

2 つ目が新しいタイプの商標について、主として登録要件について、こういう議題を用意してございます。

それでは、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○鎌田審議室長 配布資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料は、座席表、議事次第・配布資料一覧、委員名簿のほか、資料 1、我が国における著名商標の保護の在り方について。

参考資料 1、非類似の商品・役務に係る各国の希釈・汚染関係規定の要件【概要】。

資料 2－1、新しいタイプの商標の登録要件について。

資料 2－2、新しいタイプの商標と一商標一出願の原則について。

資料 2－3、新しいタイプの商標の識別性について。

資料 2－4、新しいタイプの商標の類似について。

資料 2－5、新しいタイプの商標とその他の拒絶理由について。

参考資料 2、新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ報告書【概要】。

参考資料 3、諸外国における新しいタイプの商標の例。

参考資料 4、新しいタイプの商標の特定方法等に関する新商標ワーキンググループにおける検討の方向性。

以上 10 点でございます。不足等ございませんでしょうか。

もう 1 点、お願いがございます。

御発言をなさる際には、お手元のマイクのスイッチをお入れいただき、マイクを近づけて御発言いただくようお願いいたします。

○土肥委員長 ありがとうございます。

我が国における著名商標の保護の在り方について

○土肥委員長 それでは、早速議題に入らせていただきます。

最初の議題でございます「我が国における著名商標の保護の在り方について」まず事務局から説明をお願いいたします。

○鎌田審議室長 それでは、御説明いたします。

お手元の資料 1、我が国における著名商標の保護の在り方について、という資料でございます。

初めに問題の所在でございます。

(1) 商標権の効力につきましては、登録商標と同一又は類似の商標につきまして同一又は類似の商品・役務に及ぶと規定されております。

しかしながら、登録商標が著名な場合、その強い顧客吸引力のゆえに、当該登録商標と同一又は類似の商標を、他人が非類似の商品等に使用したときに、商品等の出所の混同が生じ、当該登録商標に化体した業務上の信用が害されることがあるという指摘がございます。

この場合につきましては、商品等の類似を問わず需要者の間に広く認識されている商品

等表示と同一又は類似の商品等表示について、混同を引き起こすような行為を規制するものとして、不正競争防止法がございます。

他方、不正競争防止法の当該規定につきましては、実際の適用に当たっての立証が容易ではなかったといった事情もございまして、現行商標法におきまして、防護標章登録制度が設けられ、需要者の間に広く認識されている登録商標につきまして、出所の混同のおそれがある非類似の商品等を予め登録し、その範囲に限り、商標権の禁止的効力が及ぶように手当てがされているところでございます。

しかしながら、著名商標を非類似の商品等に使用する行為も、不正競争防止法の規制の対象となることが明確化されたこと、また、防護標章登録制度の権利範囲は、同一の標章に限られ、類似の標章に係る混同を引き起こす行為は禁止することができないことから、2つの指摘がされているところでございます。

1つ目は、防護標章登録制度の廃止なども視野に入れて見直すべきではないか。2つ目は、著名な登録商標の商標権自体の権利範囲として、出所の混同のおそれがある非類似の商品等にまで禁止的効力を認めるべきではないか。こういった指摘があるところでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページでございます。

(2)でございすけれども、他方、著名な登録商標の強い顧客吸引力には、財産的価値も認められますので、例えば非類似の商品等について、その顧客吸引力にフリーライドする形で使用され、出所の混同のおそれがない無い場合であったとしても、著名な登録商標の識別性が減殺される、以下希釈と申し上げますけれども、こういった場合ですとか、その良質なイメージが損なわれる、汚染といわれておりますけれども、こういった場合があるということでございます。

この場合につきましても、商品等の類似や出所の混同のおそれの有無を問わず、著名な商品等表示と同一又は類似の商品等表示を自己の商品等表示として使用する行為、これを規制するものとして、不正競争防止法第2条第1項第2号があるところでございます。

しかしながら、著名な登録商標の財産的価値について十全な保護を図るため、諸外国の例なども見まして、以下のような指摘があるところでございます。

③非類似商品等における著名な登録商標の希釈又は汚染の場合についても、商標権の禁止的効力を及ぼせる必要があるのではないか。こういった指摘があるところでございまして、以上3点が、問題の所在ということでございます。

1枚めくっていただきまして、2. これまでの検討状況でございます。

まず、防護標章登録制度につきましては、平成 8 年法改正時の工業所有権審議会の答申におきまして、「出願に係る料金を、通常出願より高目に設定するといったことを前提として存続させることが適当」ということが示されております。また、その 10 年後、平成 18 年法改正時の産業構造審議会の報告書におきましては、「引き続き維持することとし、商標権の効力の拡大に係る検討を踏まえて、その必要性について検討を行うことが適切」とされているところでございます。

また、2 つ目の論点、非類似の商品・役務について出所の混同のおそれがある場合ですが、平成 18 年の上記報告書の中では、「登録によって安定的な権利を担保するとの商標法の特質ですとか、不正競争防止法との重複保護の問題、こういったものを踏まえて更に検討を行うことが適切」とされているところでございます。

また、3 点目の論点、非類似の商品・役務について希釈・汚染のおそれがある場合ですが、同じ平成 18 年の報告書におきまして、「不正競争防止法との法目的の相違を踏まえ、更に検討することが必要」とされているところでございます。

なお、平成 18 年の報告書におきましては、「諸外国においては、商標法による著名商標の保護が行われている例があるが、各国における不正競争防止法又は判例法等による著名商標の保護の在り方も踏まえた上で、検討を行うことが適切」という、いわば検討の条件のようなものが付されているところでございます。

以上がこれまでの検討状況でございまして、次のページが 3. 国際的な状況でございます。

初めに条約でございます。防護標章登録制度につきましては、条約上の規定は存在しておりません。

また、2 点目、非類似の商品・役務について、出所の混同のおそれがある場合ですが、T R I P S 協定の中で、一定の要件を満たす場合に非類似の商品等について使用する、加盟国において広く認識されている登録商標、これと同一又は類似の商標について登録拒絶・無効及び使用禁止義務を規定しているところでございます。

また、3 点目、非類似の場合で希釈・汚染のおそれがある場合ですが、条約上の規定は存在していないという状況でございます。

次に主要国の状況でございます。

まず、米国ですが、防護標章登録制度につきましては、米国連邦商標法中には規定は存在していないという状況でございます。

1枚めくっていただきまして5ページでございます。

2つ目の論点、非類似の商品・役務について出所の混同のおそれがある場合ですが、周知性の有無や商品等の類似を問わず、著名商標等と同一又は類似の商標を非類似の商品等に使用することで出所の混同を生じさせるおそれがある場合について適用することが可能な規定があるという状況でございます。

3点目の希釈・汚染のおそれがある場合でございますけれども、これも4行目でございますが、著名商標と同一又は類似の商標を非類似の商品等に使用することが、当該著名商標を不鮮明化又は汚染により希釈するおそれがある場合について適用することが可能な規定があるところでございます。

1枚めくっていただきまして6ページ、②イギリス及びドイツの状況でございます。

イギリス及びドイツにおきまして、防護標章登録制度は、イギリス商標法及びドイツ商標法中に規定が存在しないところでございます。

また、2点目の非類似の商品・役務について出所の混同のおそれがある場合でございますけれども、イギリス及びドイツの商標法の中では、出所の混同のおそれに着目した規定はない状況でございますけれども、次の(iii)のところにありますような希釈・汚染に係る規定につきまして、非類似の商品等について出所の混同のおそれがある場合についても適用することが可能と考えられる規定があるところでございます。

1枚めくっていただきまして、3つ目の論点の非類似の商品・役務について、希釈・汚染のおそれがある場合でございます。今、申し上げたところでございますけれども、イギリス商標法及びドイツ商標法におきましては、混同の有無を問わずに著名商標等と同一又は類似の商標を、非類似の商品等に使用することにより、当該著名商標等を希釈又は汚染する場合について適用することが、可能な規定があるところでございます。

なお、7ページの下の方に参考を書かせていただいております。

まず、海外において日本のような防護標章登録制度がどういった国にあるのかということについて、現在、我が国と同様に防護標章登録制度を採用している国といたしましては、豪州、香港、マレーシア、パキスタン、ザンビア、コロンビア、こういった6カ国が確認されているところでございます。

また、1枚めくっていただきまして8ページでございます。

参考2として主要国の非類似の商品等における著名商標等の保護法制を比較する上での留意点として書かせていただいております。

アメリカやイギリスにつきましては、日本のような不正競争防止法という成文法は存在していません。また、ドイツには不正競争防止法が存在し、希釈・汚染防止に対応し得る規定があるという状況でございます。

他方、日本におきましては、商標法とは別に不正競争防止法という成文法が存在するところでございまして、この不正競争防止法におきましては、混同防止規定ですとか、著名表示冒用行為防止規定、こういったものがあるところでございます。

以上を踏まえまして、主要国で商標法において著名商標等に係る保護規定が設けられているからといって、我が国で不正競争防止法で手当て済みの規定を商標法において手当てしなければならないという理由は必ずしもないという点は、御検討いただく上での前提として留意していただく必要があるのではないかという点を指摘しております。

次に、4. ニーズでございます。

(1) としてアンケート調査結果を載せております。

このアンケート調査につきましては、平成 18 年ということで少し古いデータではございますけれども、その結果の中では、回答のあった 850 社のうちの 14% から、商標法によっては対処できないような混同惹起行為ですとか、商標の希釈化・商標の汚染により、著名商標の価値が毀損されたという回答があったところでございます。

また、約 57% の企業が、登録商標について被害が生じている以上は、商標法において手当てされるべきだという指摘をしているところでございます。

さらに、9 ページにいきまして、商標法において著名な登録商標の効力範囲が拡大した場合、防護標章登録制度を不要とした企業は 28%、他方で必要とした企業は 26%、どちらとも言えないとした企業は 46% ということで、意見が分かれているという状況にございます。

次に、防護標章登録制度の利用状況でございます。防護標章登録制度の利用状況につきましては、ここに掲げている表のとおりでございます。

防護標章につきましては、更新出願は、毎年数百件という出願が上がってきているという状況でございます。

以上を踏まえまして、5. 検討でございます。

3 つの論点それぞれについて、論点を整理させていただいております。

初めに (1) 防護標章登録制度の見直しでございます。

防護標章登録制度につきましては、不正競争防止法に対する制度上のメリットとして、

かつては、防護標章登録に基づく商標権の侵害について刑事罰ですとか、水際規制の対象となるということが挙げられていたところでございます。しかし、その後、不競法などの手当てがございまして、混同惹起行為の罰則が、商標権侵害の罰則並みに引き上げられ、下の表でございますけれども、3年・300万円が5年・500万円に引き上げられたということですとか、水際規制も対象とされるようになっておりまして、現状、両制度の保護水準にほとんど差がなくなっているという状況でございます。

こういった状況を踏まえまして10ページでございますけれども、防護標章登録制度につきましては、廃止すべきという意見ですとか、また、逆に拡充すべきという意見があるところでございます。

以下、それぞれについて論点を整理しております。

①としまして、防護標章登録制度の廃止についてどう考えるかという点でございますけれども、この点につきましては、廃止すべきとの意見と、廃止に慎重な意見というものを整理しております。

まず、廃止すべきとの意見につきましては、1つは登録・更新時点で著名性が10年間固定されてしまう。しかしながら、その後、著名性が失われる場合があるといった点が挙げられております。

2つ目は、制度の趣旨と異なりまして、実際に、防護標章登録に基づく商標権を行使した事例というのが見当たらず、存在意義に疑問がある。こういった指摘もあるところでございます。

他方、これらの点に関しましては、以下のような反論があるところでございます。

まず、(a)につきましては、後発的に著名性を喪失した場合につきましては、無効審判を提起することが可能だという意味で、制度的に担保されているのではないかという反論があるところでございます。

さらに、(b)につきましては、5つほど指摘があるところでございまして、1つは登録によって権利が付与され公示されることにより、第三者が権利の所在を確認できるというメリット。それから、不使用取消審判の対象とはならず、権利を安定的に管理できるというメリット。さらに、既に同一または類似の他人の登録商標があっても防護標章登録が可能である、こういった独自の制度上のメリットがあるという指摘があるところでございます。また、これに加えて、特に、産業界の方からはよく御指摘いただくところでございますけれども、本来の制度の趣旨とは異なるのかもしれませんが、防護標章登録を

受けている事実が商標の著名性の立証として非常に有益であるとの指摘があるところでございます。さらに、現在も防護標章登録・更新が継続的に行われており、先ほどの表で示しましたように、一定の制度のユーザーが存在するという点が挙げられております。

他方、②といたしまして、防護標章登録制度を逆に拡充してはどうかという点でございますけれども、1枚めくっていただきまして11ページでございます。

拡充すべきとの意見と拡充に慎重な意見、2つに分けて意見を整理しております。

まず、拡充すべきとの意見でございますけれども、登録商標と類似の標章についても、防護標章として登録することを認めるべきだといった意見があるところでございます。

また、防護標章登録に基づく権利の効力範囲の方を、登録防護標章と類似の商標にまで広げるべきだというような考え方もあるところでございます。

他方、拡充に慎重な意見としましては、上記2つのものそれぞれに対してでございますけれども、まず、(a)につきましては、仮に登録商標と類似する標章の登録が認められるとしても、禁止的効力の効力範囲が当該標章と同一の範囲にしか認められないということになりますと、出願人は、混同のおそれのある複数の類似標章について出願することが必要になって、出願人の負担が大きくなる可能性があるのではないかという点があります。

また、(b)につきましては、現行制度が著名性を有する防護標章登録と同一の商標であることを前提に、非類似の商品等について、個別事案ごとの混同のおそれの有無を問わずに禁止権の対象として、制度の割り切りをしているところでございます。ここで類似する商標を禁止権の対象に追加しますと、具体的な混同のおそれが無いにもかかわらず、禁止権を行使され得る商標が著しく増加する可能性があるというような指摘があるところでございます。

以上が防護標章についての論点でございます。

次に2つ目の論点、非類似の商品・役務において、出所の混同が生ずる場合の対応でございます。

これにつきましては、不正競争防止法第2条第1項第1号の適用が可能な状況において、商標法において、著名な登録商標の保護規定を置く必要性について、以下の点を踏まえてどのように考えるべきかということで、2つの視点を挙げております。

1つ目の視点は、商標法の枠組みの視点でございます。商標法につきましては、法的な保護を与えるべき範囲を、限定する技術的手段としまして、同一・類似という概念を用いることにより、商標権の権利範囲を明確に特定する。かつ、それを他人に明確に示すため

に、登録に係る商標及び指定商品等を公報により公示する。こういった状況になっているところでございます。

これに対しまして、商標権の禁止的効力を非類似の商品等について、出所の混同のおそれがある場合にまで拡大するということになりますと、商標権の禁止権の行使に当たりまして、これまでと違って、著名性の獲得という登録後の浮動的な事情ですとか、個別具体的な判断を要する出所の混同のおそれを立証することが、必要となってくるということがございます。

したがって、登録により商標権の権利範囲を予め画し、公示制度を採用するという現行の商標法の枠組みとの関係で整理が必要なのではないかという点がございます。

1枚めくっていただきまして、2つ目の視点、保護水準の視点でございます。

先ほど申しましたように、不正競争防止法で一定の手当てがなされているところでございますけれども、不正競争防止法第2条第1項第1号では、商品等の類似を問わず需要者の間に広く認識されている商品等表示と同一又は類似の商品等の表示を使用し出所の混同のおそれを生じさせる場合に適用される規定になっているところでございます。

一方、主要国の商標法における混同防止規定につきましても、結論として、ほぼ同じような保護水準が確保されているというような状況でございまして、日本の不競法は主要国と比較して保護水準に遜色がないのではないかという点がございます。

次に、3点目の論点、非類似の商品・役務において希釈・汚染が生ずる場合の対応でございます。

不正競争防止法第2条第1項第2号の適用が可能な状況において、商標法において、著名な登録商標の保護規定を置く必要性について、以下の点を踏まえ、どのように考えるべきかということでございまして、先ほどと同様、商標法の枠組みと保護水準という2つの視点から整理をしております。

商標法の枠組みの視点につきましては、先ほどと同様でございます。商標法が予め権利範囲を特定し、それを明確に示すために公示をするということになっている一方で、希釈・汚染のおそれがある場合に限り、商標権の禁止的効力を非類似の商品に拡大することになりますと、先ほど申しましたような著名性の獲得という登録後の浮動的な事情ですとか、個別具体的な判断を要する希釈・汚染のおそれを立証するということが必要になるということでございまして、現行の商標法の枠組みとの関係で整理が必要なのではないかという点を挙げております。

最後 13 ページでございますけれども、保護水準の視点でございます。

これも先ほどと同様でございます、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 2 号の規定につきましては、著名な商品等表示と同一又は類似の商品等表示を自己の商品等表示として使用するという場合には、希釈・汚染のおそれがある場合を含め適用され得る規定となっております。

他方、主要国の商標法における希釈・汚染防止規定につきましては、著名商標か周知商標かというところはアメリカやイギリス、ドイツで多少差はあるようでございますけれども、これらと同一又は類似の標識を使用し、希釈・汚染を生じ、又は生じさせるおそれがある場合に適用されるということでございまして、かつ、その使用はいわゆる商標的使用でなければならないという判決例などがあるところでございます。

こういったところを踏まえますと、不正競争防止法の当該規定につきましては、主要国と比較して、その保護水準に遜色はないと考えられるのではないかと整理させていただいているところでございます。

以上でございます。

○土肥委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明をいただいた点を踏まえて議論に入りたいと思います。どうぞ御自由に御意見をお願いいたします。

事務局からは、防護標章制度の存在、これの廃止の必要性、あるいはそうではない。こういう制度というものが、既に利用者から非常に受け入れられておるので、そういう制度のあり方についての点が 1 点でございますし、それから、著名な商標登録の商標権自体の権利範囲として非類似の商品にまで禁止的な効力を認めていくべきかどうか。あるいは混同がなくても希釈とか汚染について商標権の効力範囲を認めるべきでないか。認める必要があるのかないのか。そういう 3 点ほど説明があったかと思いますけれども、どの点からでも結構でございますので、どうぞ御自由に御意見をちょうだいできればと思います。

○阿部委員 東京地裁の阿部でございます。

それでは、皮切りということで意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、防護標章の点でございますけれども、資料の 10 ページの方で、廃止に慎重な意見という中で、防護標章登録を受けている事実が、商標の著名性の立証資料とされている実態があるという点でございますけれども、現在の実務においては、訴訟では防護標章についてはほとんど出てこないというところでございまして、私自身、防護標章についての

主張がされたという経験はございません。

さきほどの特許庁の説明の中で立証資料とされている、というのは、判例が不正競争防止法の関係で周知性の立証の手段として、防護標章登録を受けているという事実が1つの根拠として挙げられているという事例ですけれども、これは、周知性の立証のための1つの間接事実として挙げられているものでありまして、それが決定的な理由になっているというわけではなく、あくまでも補助的な要素であって、この点がなくてもほかの事実関係によって周知性の立証ができたというような事案ではなかろうかと思われます。そういう意味では、訴訟上の必要性という点では、どこまで必要があるのかということについては、疑問があるところでございます。

そして防護標章制度におきましては、著名性、周知性が10年間固定してしまうというような問題があるというようなことも考えますと、廃止という御意見もあり得るのかなとは思います。

ただ、この点については、實際上、防護標章がユーザーの方、取引界で果たしている役割について、私の方では余り認識がありませんので、その辺も見た上で考えてはいかかなと思っております。

それから、もう1点の商標の禁止効の拡大という点でございますけれども、この点はやはり、不競法との関係で重複保護になるのではないかという点が気になるところです。

商標で禁止効の効力の拡大ということにつきまして、周知、著名、混同のおそれというようなことを判断要素として入れたといたしましても、結局現在、不競法で行われております裁判実務上の訴訟での主張、立証の内容と、商標権侵害の場面での主張、立証とが、どれほど違うものになるのかと言いますと、ほとんど変わらないのではないかと思いますので、もちろん禁止効の拡大というのも1つの方向性ではございますけれども、不競法との関係では、あえて商標法に入れるメリットはどこまであるのか。むしろ今回の資料にも出ておりましたけれども、登録によって商標権の権利範囲を予め画し、公示制度を採用する現行の商標法の枠組みの中でそのような要素を入れるのが適切なかどうかという点で疑問があるところです。

以上でございます。

○土肥委員長　ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

○田邊委員　J E I T Aの田邊でございます。

先ほど日本の裁判では余り防護標章が活用されてないという話がありましたけれども、企業の方で言いますと、例えば、私は東芝なんですが、東芝マークが他人に盗られたりとか、侵害事件が起きたというとき、著名性を立証しなければいけないということがございます。そういうときに、日本で防護標章をこれだけ取っていますよということを示すことは、非常に役に立つというのが実際でございます。確かに、本来の防護標章の趣旨からして、活用された例というのは余り私自身経験が無いのですが、海外の模倣品対応とか、冒認出願とかいう場面においては非常に役に立っているのではないかなというふうに感じております。

ただ、防護標章制度自体が、同一の範囲ということに効力が限られていますので、そこは拡大した場合の問題点の指摘は認識していますが、類似の範囲まで拡大していただけた方が使い勝手が良いのではないかなというふうには感じております。

以上でございます。

○土肥委員長 ありがとうございます。

○柳生委員 知的財産協会の理事としてのコメントになると思いますけれども、今、田邊委員からも御意見がございました。防護標章登録制度の有用性につきましては、全く同様の意見が知財協にございます。したがって、廃止については極めて慎重、むしろ継続してほしいという趣旨の意見でございます。

現実、弊社の場合も、私は味の素株式会社に勤めておりますけれども、実際に、まさに先ほどおっしゃられましたように、海外でもそういうような事例で活用させていただいていることもございますし、全く田邊委員の御意見に賛成でございます。

ただ、もう一方、もう1つの論点でございます。同一の範囲しか禁止されないという部分につきましては、一緒に仕事をしております知財協の商標委員会の主要メンバーの意見を聞きますと、類似まではちょっと広げ過ぎではないかという意見でございます。ただ、余りにも同一ということでピンポイントでいきますと、現実的にはやはり、せっかくの制度が活用されない部分がございますので、例えば、社会通念上同一の範囲とか、そういう範囲までは禁止権が及ぶような検討ができないだろうかという意見はございました。

以上でございます。

○土肥委員長 ありがとうございます。

○竹田委員 まず、防護標章についてですが、商標権の本質は、本来、自他商品・役務についての識別機能のある標章を、それに類似する指定商品・役務に類似する範囲内におい

て保護するというのが、商標権の現在、我が国の商標制度の基本的な枠組みだと思います。

その中で防護標章は、特に、その範囲を広げて非類似の商品等にまで同一である限りにおいて、その使用を禁止するという建前になっているわけですが、その必要性がどの程度あるかということは今、産業界の方が言われたようなところにあると思いますので、これをさらに、類似の範囲まで広げるというのは、商標権の本質から見ても適切だとは思いませんけれども、現在、一定のニーズがあり、出願もありという実態から見ますと、防護標章制度は現状の制度として存続させるのが良いのではないかと思います。

それから、もう1つの11ページ以下に出てきます非類似の商品・役務において、出所の混同が生ずる場合の著名標章の保護ですが、商標権の本質は、先ほど言ったことにあるのであり、不正競争防止法はそもそも商標法に限りませんが、特許法、実用新案、意匠というような知的財産権の保護立法に対しては補充的な機能を果たすというのが、本来の趣旨であるという説明をされる方が多いと思いますし、そこを不正競争防止法でここまで保護しているから商標法でも広げなければならないというのは、商標の本質からいうと、それはまさに、逆の論理ではないか。商標法はその本質に立って保護の範囲を決めて、それでおおかつ経済取引社会における競争行為として排除されるべきものについて、それより広い範囲で不正競争防止法で保護されるというのが法の建前だと思いますので、その意味では、この点についても、特に現状を商標法の保護として広げる必要性は無いと考えています。

以上です。

○土肥委員長　ありがとうございました。

ほかに。

○松尾委員　防護標章制度のうち、先ほどの10ページの廃止に慎重な意見の箇所です。

企業の方から、防護標章制度が、海外で特に周知性の立証のために役に立つというお話がありましたが、それはここにもありますように、制度の趣旨とは異なるのだと思います。

私は、この理由1から5までのうち、1はそのとおりだと思いますが、2を見ますと、不使用取消審判の対象とならないで権利が安定できるとあります。ここは、確かに現実に弁理士さんが防護標章登録をするときの理由を聞いていますと、不使用取消審判を免れるために、防護標章登録をしようかということを検討していることが多いように思います。しかし、それは防護標章制度の本来の趣旨と違う。だからその制度の趣旨というのをよくわきまえないと、簡単に防護標章登録制度を使うべきではないということにもなります。

このように、挙げられた理由を見ていますと、本当に本来、防護標章制度を認めた趣旨に合致しているものというのはどれだけあるのか大いに疑問に思います。

9 ページのところでアンケート調査がありますし、更新出願なんかもなされている現状がありますが、防護標章制度を利用される方の利用の趣旨をよく調べて、もし海外で（あるいは国内でも良いのですが）、周知性の立証のために防護標章制度を維持して欲しいとするならば、別の制度ないし別の方策というのがあり得るかもしれないなと思います。

そういうわけで、はっきりした理由が無いまま防護標章制度を廃止すべきだということはいいませんけれども、この制度の趣旨に合った調査もしていただきたいと思います。

以上です。

○土肥委員長 ありがとうございました。

○遠藤委員 日本化粧品工業連合会、花王の遠藤です。

防護標章制度について言いますと、まずは拡充するとか、類似まで広げるというのには反対です。

一番の問題は、一たん著名性が認められてしまうと、それが 10 年間続いてしまうというところだと思います。ブランドというのは生き物でありまして、やはり固定化されてしまうというのはよろしくないかと思います。

また、仮にこの防護標章制度が拡充されて、防護標章登録の侵害ということで争われた場合は、やはり争われた側としては、防護標章登録の成立について無効審判を提起することになると思います。結局は、そこでその商標が著名なのかどうかというのが争われることになると思いますので、私は、防護標章制度を拡充しても、実務的には、特にメリットがあるものではないように思います。

これを今のままで存続するかどうかということについては、それは確かに制度の趣旨と違う使い方をしていきますので、それは別にやれば良いのではないかとはいえそうかもしれません。ただ、特許庁の著名性の認定制度みたいになっていますけれども、その限りにおいては、使い勝手が良い制度にはなっていると思います。

それから、商標の効力の範囲ですか、混同まで含めるという点については、我々ユーザーとしては、商標法にまで、そういうことを盛り込むことがどういうメリットがあって、どういう効果があって、今とどう違うのかということが気になります。

この資料を見させていただいた限りでは、違いが無いというような答えだと思いますので、その限りでは余り変える必要は無いのかなということかと思いますが、その辺はちょ

っと学者の先生方等々から御意見があればいただきたいと思います。

以上です。

○土肥委員長 ありがとうございます。

○田村委員 防護については、私は、特に、個人的に何か強くくみする意見があるわけではございませんが、商標法と不競法との違いで何かあるかという、ほとんど事務局のおっしゃるとおりで、商標法に新たに拡充するメリットはほとんどないのではないかと思います。

逆にデメリットとしては、不競法ともしかしたら違いが出るかと思われるのは、例えば先使用の取扱いです。不競法の方でいけば、著名になるより前に、第三者が使用している場合には先使用権が認められるけれども、もし商標法でそちらの規定もいじれば話は別ですが、いじらないとなると、今のままでは、出願前から使用していなければならないということで、もしかすると、商標法の方がかなり強くなり過ぎる可能性があるのではないかという気がしております。そうすると、商標法の方はかなり慎重であってしかるべきで、もしそれを変えるために商標法の先使用の方もいじって、出願だけではなくて著名になってから、効力が広がりそうになった後から、広がりそうになる前から使っていれば、先使用を認めるということになりますと違いがなくなるのですが、まさにそこまで苦労して同じものを入れる必要があるのかよくわからないところですので、基本的には不競法に委ねたままで、現状のままで良いだろうと思っております。

○土肥委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本日いただきました御意見を踏まえまして、今後の論点整理に向けて事務局で整理していただきたいと思いますが、商標制度の本質というような御意見も出たところでございまして、商標の本質というのが商標それ自体ではなくて、商標に蓄積される信用なり、グッドウィルなり、名声なり、そういうものであるといたしますと、商標制度を考える場合に、その総量をいかに大きくするのか、そういう観点も併せて必要なだろうと思います。

インターブランドとか、あるいはニューズウィークが毎年、著名商標の世界的な発表をやっておりますけれども、トップ 10 に日本企業が 1 社、トップ 100 には 7 社だっと思っておりますけれども、そういうブランド価値、そういったものをより高めていくために、商標権者は、自分で適正量の資源を投入して、より大きな商標価値、ブランド価値というよう

なものを高めていく、そういうインセンティブを、現行の商標制度は与えているのかどうか。そういうような経済学的な分析も併せて検討をしていただきたいと思います。

昨年のロレアル判決は、投資機能ということをいっておりますので、まさにその投資機能なるものはこういった視点につながっているのではないかと思いますので、今後の議論の中で条約との整合性、そういった観点、それから、不競法との整合性、そういった観点も必要でございますけれども、今後、制度として商標をどう考えていくのかという、そういう観点も併せて論点整理の中で、反映していただければと思っております。

新しいタイプの商標について（登録要件について）

○土肥委員長 それでは、次の議題でございます「新しいタイプの商標について」、特に、登録要件についてでございますけれども、事務局から説明をお願いいたします。

○林商標制度企画室長 それでは、新しいタイプの商標の登録要件の関係について説明させていただきます。

資料２－１から順次枝番で構成されておりますが、まず、資料２－１の経緯について説明させていただきます。

新しいタイプの商標については、一昨年、平成 20 年からワーキンググループを通じて検討をしていただき、前々回の商標制度小委員会において、その報告書が報告されたところでございます。

その報告書の簡単な概要については、参考資料 2 として添付させていただいております。さらに、新しいタイプの商標のイメージをつかんでいただくのに、多少なりとも参考になればということで、諸外国の新しいタイプの商標の例を参考資料 3 として付けさせていただいております。

報告書の基本的な方向性としては、動き、ホログラム、輪郭の無い色彩、位置の商標、音の商標については、権利の範囲の明確な特定も可能であり、国際的な議論の推移なども踏まえた上で、保護の対象に追加することは適切であるというような形の方向性が出された一方で、香りや、におい、触感、味等については、いわゆる権利範囲の特定が困難ということで保護対象には追加しないというふうになっていたかと思います。

その際の報告書においては、登録の要件を含めた、基本的な制度上の手当て等についていろいろと指摘があったところでございます。

その登録要件については、ワーキンググループの報告書を取りまとめる際のパブリックコメントなどにおいても、産業界の方を中心に、具体的にどういうものが登録になったり登録できないのかイメージが湧かないという御指摘を受けております。今回、そのような御指摘を踏まえまして、ワーキンググループの報告書で出された基本的な方向性を前提に、実際どういう運用を考えているのかということをお示しさせていただくため、資料を用意させていただきました。

基本的な資料については、枝番の2-2から2-5まで4種類ということになってございます。

まず、2-2の一商標一出願の原則から順次説明させていただきます。

ワーキンググループの報告書の方向性としましては、新しいタイプの商標の導入に伴って、それらの様々なタイプの異なる標章の結合があり得るものであり、そのような多様な商標の出願が想定されることから、いかなる商標が一つの商標なのか、そういうような概念が不明確というようなことにならないように適切に考え方を整理するようというような指摘をいただいているということでございます。

現行制度を簡単に説明いたしますと、商標法の第6条第1項には、商標登録出願は商標ごとにしなければならないとして、一商標一出願の原則が規定されております。一般的に一商標とは、取引上1個のまとまった標識として需要者が認識できるかどうかというような観点で判断することになっております。しかし、現実の問題としては、一商標一出願の原則との関係で、登録を拒絶することは余りないものと思っております。ちなみにこの第6条第1項は、拒絶事由ではありますが、異議申立の理由や、無効理由にはなっておりませんので、第三者の方がこの要件違反を争うことはできません。

諸外国におきましては、何が一商標かという点に関しましては、各国において共通した、確立した考え方は見出せません。ただし、濫用的な出願を防止するという観点から、例えば、アメリカにおきましては、全く異なるような表示面を幾つか持っているホログラムについては、複数の商標を含むということで拒絶をした事例があるようです。さらに、欧州共同体商標、ドイツ等においても、全く異なるような図柄の表示面を含むようなホログラムは、写実的な表現の要件を満たさないというような考え方をとっているようです。一方で、同じヨーロッパでも、イギリスにおいては、そのようなホログラムも一つの出願として認めているとのことでした。

続いて、現在、どのような方向の運用を考えているのかについて御説明させていただき

ます。まず、動きの商標については、文字、図形等の標章の形状が変化するものとワーキンググループでも整理されておりますが、表示される標章に、連続性や内容の関連性が必要になるのではないのかと考えております。そこで、明らかに複数の商標として認識されるようなケース、例えば、複数の映像や画像を単に繋ぎ合わせたようなもの、例えば、メロドラマの画面がずっと流れていて、突然画面が切りかわっていわゆる東映の荒波の波がくだけるシーンが出てくるようなものなどについては、複数の商標からなるものということができるのではないかというようなことを現在、考えております。

ホログラムの商標につきましては、ホログラムの商標を登録の対象に追加するのであれば、ホログラム自身は複数の表示面を有する特質をそもそも有しておりますので、特段の事情のない限り、全体として一つの商標というふうに見ざるを得ないのではないかと現在は考えています。ただし、これについていうと、先ほどの連続性や関連性を必要とする動きの商標とのバランス等々もありますので、そのあたりについては今後、注意をしなければならぬとは認識しております。

輪郭の無い色彩の商標につきましては、複数の色彩の組み合わせからなるものも含めて一つの商標として考えられるのではないかと現在は考えております。

続いて位置商標につきましては、付される位置の要素はありますが、基本的には標章自身は文字や図形などですので、現行の解釈・運用の延長線上で考えられるものと認識しております。強いていえば、点線で表された標章を付す対象の中に、実線で表わされるものが複数あるような場合は、そのような位置で、全体として使用されるとの前提に立ちますと、全体として一つというふうに考えられるのではないかと、現在は考えております。

音の商標につきましては、音の商標の中には、音楽や音声、自然音など種々のものがありますが、それらを認識する感覚、経験則などに基づき、需要者が明らかに複数の商標と認識するようなケースもあるのではないかと考えております。

例えば、複数の音楽が同時に演奏されていたり、複数の音楽が単純に繋ぎ合わされていたりするものと認識されるときは、一商標とは言い難いのではないかと考えております。

異なるタイプの商標の組合せにつきましては、仮に、新しいタイプの商標の保護制度を導入した場合には、それらを種々に組み合わせることが考えられます。それらの中で特に、2点の類型について論点があると考えております。まず、音の商標と他のタイプの商標の組合せについての考え方でございます。音の商標は、動く商標と同様に、時間的な要素を有しておりますので、音の商標と動く商標については、いわゆる親和性、なじみやすさが

非常に高く、動きを通じた視覚的な組合せと音が、同時に使用されるというのも一般的でありますので、それらを組み合わせた商標を一つの商標として認めることには、問題が無いと考えております。一方で、音の商標と静止していることを前提としたタイプの商標、例えば、ホログラムや文字、図形、立体的形状などとの結合についていうと、理論的に同時に使用されることは、完全に否定することは難しいですが、それらを一つのものというふうに需要者が認識するか、また、通常それらを一つの商標として使用することはなかなか想定しがたいものと考えております。そうとすれば、全体として一つの商標として、常に認識されるとはい言難いのではないかと現在考えております。

もう1点、輪郭の無い色彩と他のタイプの商標の組合せについてでございます。そもそも現行制度においても、色彩と文字、図形等の組合せについては保護の対象であり、一つの商標として登録されておりますが、今回、新しいタイプの商標として保護を認めようとする輪郭の無い色彩は、色彩そのものを保護するものですから、文字や図形などと結合した場合にはその時点で輪郭が生じてしまい、輪郭の無い色彩の商標とは異なるものとなり、矛盾を生ずるのではないかと危惧しております。そういう観点からすると、輪郭の無い色彩と他のタイプの結合というのは認められないのではないかと考えております。

続きまして資料2-3、商標の識別性に関する資料に進ませていただきます。

ワーキンググループで出された方向性につきましては、出願された商標のうち、識別力を有するものに限って商標登録を認める、さらに、使用による識別力を獲得しているものについても登録を認めるというような基本的な考えの下、そのための所要の手当てを講ずるべきとされました。そして、登録要件についてもワーキンググループの報告書では指摘がされています。例えば、輪郭の無い色彩の商標につきましては、指定商品・役務において普通に用いられる方法で使用する場合には、識別力が無いと考えられることから、第3条の規定を整備することが適切と考えられるというような指摘がなされています。さらに、位置商標につきましては、標章それ自体が識別力を発揮しない場合であっても、標章を商品等の特定の位置に付すことで識別力を獲得する場合があるかもしれないということで、そのための規定を整備することが適切であるというような指摘がされています。音の商標につきましては、指定商品・役務において商品・役務から普通に生ずる音については識別力が無いと考えられることから、識別性に関する第3条の規定を整備すべきというような点が指摘されております。

このような基本的な指摘事項と現行の識別性に関する規定を前提に、新しいタイプの商

標の識別性やその運用を、どのように考えているのかを、今回資料として提示させていただきました。

検討している内容を御紹介する前に、諸外国の様子を簡単に紹介させていただきます。まず、アメリカ、欧州共同体商標、イギリス、ドイツ等、いずれの国、地域におきましても、商標の登録には識別性が要求されますが、その判断基準は、原則として、商標のタイプごとに全く異なることはありません。ただし、色彩については、アメリカでは、本来的に識別力を有することはなく、使用による識別力を獲得した場合に限り、登録が認められるというようです。さらに、ヨーロッパ諸国においても同様に、色彩は事前の使用なくして識別性が認められることは考えにくいとされ、事実上は使用による識別力を獲得していることが必要になっているようです。このような考え方は、需要者が商品や包装の色彩から出所を推定することには慣れていないというようなことが理由とされております。

さらに、音の商標について、アメリカでは、通常の用途で音を発するような商品の音、例えば、目覚まし時計のアラーム音などについては、使用による識別力を獲得した場合に限り登録をすることができるとなっております。また、イギリスにおいては、クラシック曲の一部については登録を認めるものの、例えばクラシック曲の全体や大部分などについては、それを商標とは言えないとしてやはり拒絶の理由の対象になっているようです。

続いて検討内容に移らせていただきます。まず、動きの商標の識別性については、大きく2つに分けて説明させていただきました。まず、①そもそも文字や図形等が識別性が認められるもので、それが動くような動く商標の場合についてですが、これについては、商標全体としても識別性を肯定することが多くなるのではないかと考えております。ただし、念のため申し上げますと、動きの商標の構成中にわずかに識別性が認められる図形等が入っている場合については、動きの商標全体の中に埋没して、余り需要者が、その部分を明確に認識できないようなケースが、当然あり得ると考えられます。そのようなケースについては、全体としては、やはり識別力が無いと扱うことができないだろうかということを考えております。

続いて、②図形等に識別性が認められないものが動く商標につきましても、商標全体としては、識別性を否定することが多くなるものというふうに考えてございます。ただし、動き方それ自身が、非常に特殊なケース、そういうものについては、例外があるのではないかとこのように考えてございます。例えば、何ら識別力の無い点みみたいなものが動いて、その残像として、特定の識別性のある特徴を需要者に認識させる。例えば、軌跡を追って

いくと会社のロゴマークみたいなのを、需要者に認識させるというようなケースにつきましては、商標全体としても、識別力を認めるということもあろうと考えられます。ただし、あくまでもその軌跡が、需要者に十分に認識されるような状態で動いているということが前提であって、あとあとよく考えると、ロゴマークでしたというようなケースにまで、識別性を認めるという趣旨ではないということを、念のため申し上げておきたいと思います。

続いて、ホログラムの商標の識別性につきましては、ホログラムの商標の中でも、文字とか図形等を装飾目的で施しているようなケース、例えば、きらきらと光るような文字よりなるホログラムなどにつきましては、識別性の判断は、主として、平面上に表現されている文字とか、図形等の要素に着目してなされるということが多くなろうと思われれます。例えば、商品リングについて、「おいしい」という文字がホログラムによってきらきら光るようなものについては、それで、需要者が品質表示とは思わなくなるかということではなく、依然として、単に品質表示と認識されるのではないかと考えております。一方で、ホログラムが、平面上に複数の表示面を与え、いろいろな図柄を表示できるようなケースにつきましても、基本的には、それぞれの表示面に描かれた文字、図形等の要素に着目して、全体の識別性を判断するというふうになるかと考えております。ただし、ここで注意しなければいけないのは、ホログラムの場合、各表示面の全体を、つぶさに子細に需要者が、取引の場において観察できるかということ、なかなか現実的には難しいものと考えております。そうしますと、商標全体の割合、構成、表示される文脈、さらには、他の表示面との関連性などにに基づき、総合的な勘案をすると、全体の中に埋没してしまうことがあるのではないかと考えており、それを念頭に、全体の識別性を判断する必要があるのではないかと考えております。

輪郭の無い色彩の商標の識別性につきましては、ワーキンググループの報告書の方向性などをかんがみますと、商品の色彩や役務の提供の用に供するものの、色彩と認識されるものについては、基本的には、識別性が認められないのではないかとというふうに考えております。加えて、商品等の色彩とは言い難い色彩であっても、単一の色彩については、古来、何人も自由に選択できるものであることをかんがみますと、極めて簡単、かつ、ありふれた商標として、一義的には、識別性が認められないのではないかと考えております。さらに、複数の色彩の組み合わせについても、種々の色彩が、商品やその広告などにおいて模様や背景色などとして、一般的に広く使われていることからすれば、やはり、直ちに識別性を認めるということとはできないのではないかとというような整理をしております。そ

うしますと、色彩の商標については、使用による識別力が、非常に重要になってくるものと考えられます。色彩表示について争われた不競法の判決事例を見ますと、色彩の保護に当たっては、商品の販売量や、使用期間等だけではなくて、その色彩に同種の商品と異なるような特徴を有する特異性が、必要と判示されておりますので、第3条第2項の認定においても、そのような点を踏まえて運用していく必要があるのではないかと考えております。

位置商標につきましては、ワーキンググループの報告書においては、付すべき標章の部分は実線で書いた上で、その位置を表すための物品の形状は、破線で描くという方向性が出されております。したがって、実線の部分に識別性が認められる場合については、全体としても、識別性が認められるケースが多くなるものと考えられます。一方で、実線で表された部分に、識別性が認められないような場合は、仮に位置商標として出願したとしても、直ちに識別性を獲得したとはなかなか言えないのではないかと考えております。例えばジュースという文字が商品のどの位置に表示されようが、その表示が、商品の品質表示や普通名称という認識までを変えるものではないと考えております。

続いて、音の商標の識別性でございます。まず、①取引上普通に用いられる音につきましては、いわゆる夜鳴きそばのチャルメラや、クリスマスシーズンに流れるジングルベル、商店の閉店時に流れる蛍の光などが考えられます。このように商取引上、普通に用いられるようなものについては、基本的には、識別力が無いということになるかと思います。さらに、目覚まし時計のアラーム音やレストランサービスで食材を炒めるような音のように商品・役務から通常生ずるような音、特に、その業界で使うことがある意味避けようがないようなものという言い方もできるかと思いますが、そういうものも出所を識別するというような観点でいうと難しいのではないかと考えております。

②単音のみからなる音につきましては、極めて簡単かつ、ありふれた標章ということで、一義的にいうと、識別性は認めがたいのではないかと考えております。

③歌詞、歌詞を伴う音の商標についての話でございますが、このような商標については、基本的には、言語の部分、歌詞の部分の識別性がどうかというのが、音の商標全体の識別性を判断する上で、非常に重要になると考えております。例えば、歌詞の部分が、商品の購買を促すような宣伝文句、商品の内容を説明するものであれば、それが何らかのリズムとか、メロディに乗って発せられたとしても、依然として、品質表示などとして認識されるのではないかと考えております。さらに、その歌詞の部分に、識別性のある単語が含ま

れているというようなケースもあろうかと思いますが、いわゆるその単語の部分が、需要者に明確に認識されるかどうかという観点も非常に重要かと思うので、音の商標全体に、当該単語部分が埋没して認識されるのかを、全体の割合、文脈などを勘案した上で、判断をしていく必要があるのではないかというふうに考えております。

④楽曲、つまりクラシック音楽や歌謡曲などにつきましては、通常は芸術であるとか、娯楽などに用いられますし、商取引の場で使用されたとしても、一般的には、効果音やBGMとして使用されることが多いかと思います。そうしますと、楽曲は通常は商取引において出所を認識させるとは考えがたいのではないかと考えております。

以上、説明させていただいたように、新しいタイプの商標につきましては、使用による識別性が必要になることが、現行よりも多くなるというように思われますが、その際の使用による識別性の認定において、特に、使用商標と出願商標の同一性の観点で1点ございます。使用商標に、出願商標にはない文字とか図形等が追加的に使用されているような場合について、厳密に言えば、同一の商標とは言えないとして、形式的に同一性を否定するのではなく、使用商標が、出願商標に相当する部分が使用されているとして、需要者に印象を与えるのかどうかという観点も重々踏まえながら同一性を判断することが、必要なのではないかというようなことを現在考えております。

以上が識別性に関する説明でございます。

続いて資料2－4の商標の類似について説明させていただきます。

商標の類似に関するワーキンググループの報告書で、打ち出された検討の方向性につきましては、従来の類否の考え方を踏まえた上で、タイプごとの特性を考慮して判断するのが適切だとされました。つまり、法律上、新しいタイプの商標毎に異なる類似の基準を設けるのではなく、現行制度の延長線上で、タイプ横断的に商標の類否を判断していくという方向性が示されています。

現行制度におきましては、商標の類否というのは、商標の外観、観念、称呼等によって取引者に与える、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべきだとされ、出願商標に係る指定商品の取引者、需要者において、いわゆる出所の混同を生ずるかどうかという観点から類似をとらえることになっております。さらに、その商標の観察方法についても、全体観察を原則としつつ、各構成要素が、不可分に結合しているとまでは言えない場合には、構成中の一部に出所・識別機能として機能する部分があれば、それを要部として抽出して要部観察をすることも行われます。このような基本的な考え方、観

察方法は、新しいタイプの商標についても、同様ではないかというふうに考えております。

ちなみに諸外国におきましても、商標の類否についていうと、従来の商標と特別何か変わったような取扱いはないと認識しております。

そして、運用の検討の方向性につきまして、まず、動く商標につきましては、動く商標を構成するのは、動くものと動き方とその組み合わせとなりますので、それらから生ずる外観、観念、称呼等に基づいて総合的に観察をしていくということになろうかと思えます。その場合に、各構成部分が不可分的に結合しているとは言えないような商標については、当然、要部観察というのものもあり得るものと考えられます。例えば、会社のロゴマークがぐるぐる回転するというような動く商標については、当然そのロゴマークの図形的要素に基づいて、要部観察という観点から、動く商標と図形商標の間の類否を検討することが考えられるのではないかと考えております。動く商標を構成する動き方自身が、識別機能を果たし得る場合、例えば、軌跡で会社のロゴマークやなんかを表すものにつきましては、その動き方は、要部としてとらえることも可能ではないかと考えております。

ホログラムの商標の類否につきましては、各表示面に示された文字や図形から生ずる外観、観念、称呼等を基に類否を判断する、さらに、いわゆる要部観察をするケースがあるというのも同様でございます。ただし、その要部観察において注意しなければならないのは、ホログラムの商標が、複数の表示面により構成されている場合などは、実際の商取引において需要者、取引者がホログラムの各表示面を子細に観察することを期待することは難しいということで、そういうような場合には、そこが全体に占める割合や表示される文脈、他の表示面との関連性などを総合勘案した上で要部観察するかしないかを判断する必要があるであろうと考えております。

輪郭の無い色彩の商標の類否につきましては、いわゆる文字や図形などのように輪郭上の外観や観念はございませんので、基本的には色彩、特に色相、彩度、明度などにより構成される外観をもって、商標の類否を判断するということになろうかと考えております。色彩から生ずるような、漠然とした色彩名、例えば赤色とか、そのような観念や称呼につきましては、ちょっと抽象化しすぎており、赤っぽい商標をもって赤い色はすべて類似というような扱いをすることは、適切ではないのではないかと考えております。また、複数の色彩の組合せからなる商標の場合については、これらは各色彩の組み合さった状態が、まさしく特徴ということからすると、一体不可分に結合していると考えられますので、原則としては、構成中の一部の単色のみが、識別標識として機能するとは考えがたいもので

すから、特定の色彩だけを取り出して要部観察ということはできないのではないかと考えております。

位置商標の類否につきましては、いわゆる実線で表わされた標章の部分と、破線や位置に関する事項により特定される位置によって、商標が構成されるということで、これらに伴う外観、観念、称呼によって判断をするということになろうかと思えます。そのため、要部観察においても、標章と位置が不可分に結合しているまでとは言えないような場合、例えば、運動靴のつま先に会社のロゴマークがあるというようなケースにつきましては、例えば、ロゴマーク自身を要部抽出して要部観察をするということもあり得るのではないかと考えております。ただし、標章部分ではなくて位置だけを要部として取り出すというのは、基本的に、位置は標章ではないということですから考えにくいのではないかと考えております。

続いて、音の商標の類否につきましては、当然外観というものがございませんので、音を構成する音楽や音声、自然音などから生ずる聴覚で認識する音、称呼などをもって全体的に判断をするということになろうかと思えます。

その中でも、音楽のみからなる商標は、リズム、メロディ、ハーモニーなどの音楽的な要素の中でも、メロディが需要者とか取引者の印象においては、非常に全体の中で重要な役割を果たすのではないかと考えております。

以上、商標の類似について説明させていただきました。

最後になりますが、資料 2－5 のその他の拒絶理由について、御説明させていただきます。

まず、公益的な音、例えば、緊急用のサイレンや国歌などは、ワーキンググループの報告書において、登録を認めないよう規定を整備することが適切とされております。そのため、このような音については、登録が認められないような方向で対応がされるということでございます。特に、国歌について申し上げますと、現在、国旗については、第 4 条第 1 項第 1 号という規定がございますが、国旗と同一又は類似の商標について拒絶をすることになっております。その延長線上として、同一又は類似の国歌についてだけ法律上拒絶理由が追加されるとしても、国旗とは同一又は類似と言えないまでも、国歌を利用した音の商標であって、それが国の尊厳を害するようなものである場合には、第 4 条第 1 項第 7 号の公序良俗違反などの運用もあり得るのではないかと考えております。

続きまして、意匠権、著作権等々の調整という観点での問題でございます。

まず、ワーキンググループの検討の方向性といましては、新しいタイプの商標について、現行法における調整と異なる取扱いをする特段の事情が無いことから、商標権者等による登録商標の使用が使用態様によって他人の著作権、意匠権等と抵触するときは、これまでと同様に、抵触する部分について登録商標の使用を制限する、いわゆる商標法第29条の関係でございますが、そういう対応が適切であると整理しております。

諸外国の制度の商標と著作権との関係について紹介させていただきます。まず、イギリスやフランスにおいては、著作権との抵触というのを相対的拒絶理由として扱っております。さらに、欧州共同体商標規則、ドイツにおいては著作権との抵触を無効、取消理由と規定しています。著作権との関係を相対的拒絶理由にしているイギリスとかフランスにおいても、相対的拒絶理由を審査段階では審査しない法制となっていることから、結局は、登録後に取消請求、異議申立てなどを待って争うということになるようです。アメリカにおきましては、他人の著作権を侵害していることを拒絶理由とはしておりません。審査や無効審判においても争うことはできず、基本的には、著作権の侵害訴訟で裁判所において争われるとされており、現行の日本と同様の調整と似ております。

検討に移りますが、まず、著作権と抵触する新しいタイプの商標につきましては、現行法において、他人の著作権と抵触すること自身は拒絶理由とされておりません。第4条第1項第7号に、他の法律で使用が禁止されている商標については、第7号に該当するという審査基準があるのですが、その第7号についても、他人の権利に抵触している商標であるとの理由のみで適用するというのは難しいとされております。キューピー事件などの、まさに著作権との抵触を第4条第1項第7号に該当するかどうかで争われた事件におきましても、単なる著作権との抵触を第7号に該当するとは言えないとされました。さらに、著作権は創作行為によっていわゆる権利が発生しますので、それを商標登録の拒絶理由として、権利の有効性を争う根拠としますと、登録商標の安定性を損なうのではないかと懸念もあるところです。なお、仮に著作権との抵触を拒絶理由に追加することを検討するにしても、これは新しいタイプの商標に限られた話ではなく、現行でも著作権との抵触というのは、当然あり得る問題でございます。先ほど申し上げたような判決等々を含めて考えますと、特許庁が、先行の著作物の調査が困難で、また、依拠性などの著作権等の侵害の判断などをすることは難しいという状況の中、拒絶理由とするのは妥当かどうかという意味では、慎重な対応が必要なのではないかと考えております。

もう1点、パブリックドメインとなった著作物を利用する商標につきましては、いわゆ

る聖歌や民謡、民話など種々のものが入ろうかと思われます。基本的には著作権法と商標法の法目的や保護法域が異なることをかんがみますと、著作権法上保護が消滅したとか、保護の対象とならなくなったものについて、直ちに、商標法の保護を否定すべきとするのは難しいのではないかというふうにまとめさせていただきました。ちなみに、仮に商標登録をしても、その効力はあくまでも商標的使用にのみ及ぶものであり、非商標的使用に及ばないものですし、商標権の効力の及ばない範囲を規定した商標法第 26 条の適用も当然あり得るものと考えられます。

最後に、機能性についてご説明させていただきます。ワーキンググループの報告書におきましては、商品等の機能を確保するために不可欠のもののみからなる商標について、登録を認めないよう規定を整備することが適切というふうに記されております。このような商品等の機能を確保するために不可欠なものというのは、平成 8 年改正の際、立体商標制度を導入した際に追加された、商標法の第 4 条第 1 項第 18 号という規定にあるものと考えられます。商品又は商品の包装の形状であって、その機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標については、仮に、使用により識別力を有するようなことになったとしても、登録を認めないというようないわゆる政策的見地から、拒絶理由を設けたとされております。

諸外国におきましては、欧州商標指令第 3 条の（１）（e）におきましては、商品自体の性質に由来する形状や、技術的成果を達成するために必要とされる商品の形状などが規定されており、ヨーロッパは新しいタイプの商標を導入している国ではございますけれど、商品の形状に関するものにとどめているという状況でございます。アメリカでは、特許法との間のバランスを保つために functionality doctrine という機能性の理論があります。

機能性に関しての検討に移らせていただきます。現行の商標法第 4 条第 1 項第 18 号は、先ほど申し上げたように、機能確保に不可欠な立体的形状に限って使用による識別性を獲得しても登録できないとして、高いハードルを設けているのであり、決して、一般的に機能確保に必要なものを拒絶理由としているわけではありません。先ほど御紹介したヨーロッパにおいても、いわゆる商品の形状等に限っている、そういうところと共通のものかと思ひます。そこで現行法の並びからすると、新しいタイプの商標の中でも、現行法の同号が適用される立体的形状が機能確保に不可欠な動きをするものに限って、そういう条件を設けるということで足りるのではないか。逆に、ほかのものについては、基本的には、第 3 条の適用等で対応できるのではないかというようなことで整理をとりあえずさせていた

できました。

大変長くなって申しわけございません。よろしくお願いいたします。

○土肥委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明を踏まえまして議論に移りたいと存じます。

順番でいきますと、一商標一出願の原則の取扱いからかと思えますけれども、新しいタイプの商標の識別性、あるいは、新しいタイプの商標の類似、こういったところを含めて、まず、御意見をいただければと存じます。どうぞお願いいたします。

○遠藤委員 新しいタイプの商標の、特に識別性の面について、意見を言いたいと思います。

音や動き、色彩など、新しいタイプの商標の概念に入るようなものは、既に、広告宣伝の場面で、我々企業は多く活用しています。ただ、それらはコーポレート商標や個別のブランドを引き立てるというか、そのイメージを高めたり、認知を高めたりする1つの手段として使っているわけでして、当初から商標的機能を期待して使用されているものは多くないと思います。需要者もほとんど商標的な認識というのではないように思います。

ですので、新しい商標の登録制度を作るにあたっては、本来は商標としては機能しないものだけでも、使用によって商標的な機能が備わったので、例外的に権利を認める、という基本的な原則というものははっきりさせる必要があると思います。

権利の保護の面だけでなく、権利付与がそのほかの企業の商品開発とか、広告活動に支障が無いかどうかという視点で、審査の基準を明確に掲げてほしいと思います。そのような視点から、法律上も手当てしなければならない部分については、もちろん法律上手当てしていただきたいと思っています。

そういう視点から今日の資料を見ると、例えば、音の商標に関しては、動物の鳴き声とか、自然音とか、音源がわかるような音というのは、我々企業はテレビコマーシャルなどで使いたいわけです。ですので、それらはありふれた商標として原則は拒絶されてしかるべきではないのかと私は思います。

テレビコマーシャルとか広告作成の現場に、我々商標部門は、ほとんど関与していません。そういうところに商標の関門、関所を設けるようなことは絶対避けたいと思います。現状でも、一定の秩序の下に、新しいタイプの商標というのは活用されていますので、そのような秩序を乱すようなことがないように、形骸化された権利が多くを占めるような制度にならないように、真に保護に値する商標のみが登録される制度にしていきたいと

思います。そのためには、法律上の手当てをしっかりといただくと共に、審査基準でも、例を示してしっかり規定をしていただきたいと思います。審査基準もここで審議の対象になるとお聞きしていますけれども、そういうふうをお願いしたいと思っています。

以上です。

○土肥委員長　ありがとうございました。

ほかに御意見ございますか。

○田邊委員　先ほどの遠藤委員の意見に基本的に賛成でございまして、やはり、我々今まで企業活動をしてコマーシャルを出したりしておりまして、そういった活動が、この新しい制度ができたことによって影響を受ける、例えば、当然使えると思ったものが第三者が権利を取って使えなくなるということだけは絶対避けたいので、やはり、第3条第2項に沿った形の制度運用というのを望みたいなと思っております。

あと具体的なところで言いますと、音の商標に関して、資料2-3の4ページなんでもございますけれども、英国において、数小節以上の楽曲が云々ということがございますけれども、やはり識別力があるというためには、余り長いものというのはあり得ないのではないかなということで、ある意味、瞬間的にぱっと認識できるようなものに限って登録をするような形にしていいただければ良いのかなと思っております。

以上です。

○土肥委員長　ありがとうございました。

ほかに。

○柳生委員　知財協も同様の趣旨の意見をこれまでも述べさせていただいておりました。

もともと果たしてどれぐらい産業界にこういうニーズがあるのだろうかということもあったのでございますけれども、新しいタイプを入れるのが適切ということでありましたら、やはり、法的に新しいタイプについては、特に識別性を得たものだけが、本来は認められるべきではないか。そういうことであれば、今までの文字の商標とどういう折り合いをつけていくのかというのは、法律の専門の先生方の御意見をちょうだいいたしたいと思えます。

林商標制度企画室長からも御説明いただきましたように、いろんなパターンが考えられて、例えば、さっき単音という話がありました。では2音だったら良いのですかということで、結局こういう制度ができてしまったら、やはり企業活動を守らなければいけませんから、そういうことに企業のエネルギーを使うことが、今、本当に産業界に必要なんだろうか、

そういう事態にならないように是非法律、それから、審査基準ということで明確に具体的に定義をお願いしたいと思っています。

実際に、運用ということがございますけれども、別に運用がどうこうという話ではないですけれども、やはりユーザーとしては、明確に規定いただきたいというのが、率直な意見でございます。よろしくお願いいたします。

○土肥委員長 ありがとうございます。

○和泉委員 日本食品・バイオ知的財産権センター商標委員長の和泉でございます。

食品業界におきましても、遠藤委員のお話と同様に、コマーシャル等での音の使用は、特に、お客様へのインパクトですとか、親しみやすさとか、商品の魅力を高める目的で使われていることが多くございます。

そういう中ですので、感覚的なものに関しましては、企業側の権利意識も高くなりまして、過剰な反応をしてしまいやすいということもございますので、ユーザー視点でのガイドラインの整備ですとか、そういった競争秩序を守る策が重要になるかと思います。

御検討、どうぞよろしくお願いいたします。

○竹田委員 今までの産業界の要望や、先ほどの事務当局の御説明などによると、新しい商標は、本来、識別力はないが、それが使用によってはじめて識別力を取得するに至ったときに、商標として登録が認められる。こういう法律構成になってくると思うのですね。

そうすると、本来は、第3条第1項の何号かに当たるのだけれども、第2項の規定が適用される場合にはじめて、商標として保護されるという、そういう方向性になるということで、それで果たして、本当に新しい商標は保護することになったということに言えるのかどうかというのは、非常に疑問に思います。今のような使用による識別力を取得したときにはじめて、新しい商標は商標として登録要件を備えるという考え方は、現在の商標法の枠組みでいくと、どういう方向性をすることになるのか。その辺について事務当局はどういうふうな構成を考えておられるのかちょっと意見をお聞きしたいと思います。

○土肥委員長 今の質問の点について林商標制度企画室長ございますか。

○林商標制度企画室長 まず、新しいタイプの商標について、すべてが第3条第2項、いわゆる使用による識別力が必要になるというような整理ではなく、基本的には新しいタイプの商標の中にもやはり現行と同様に、一義的に識別力が認められるものは少なくともあるのであらうと考えています。例えば、音の商標につきましても、例えば極端な例なのかもしませんが、いわゆる有名になっているブランド名を言葉で喋ったものも音の商標と

なり得ます。そういうようなものについていうと、一義的にはやはり識別力というのがあるのではないかということです。

そうしますと、基本的な構成というのは、何か現行と必ずしも変える必要があるのだろうかというような気がしております。第3条第1項において識別力が基本的にはないようなもの、そういうものを法律なり、基準なりで丹念に整備し、できるだけ明確にしていった上で、1項に該当するものであっても第3条第2項の適用がある場合は登録する、そういう方向を考えています。

○土肥委員長 竹田委員、今の説明でいかがでしょうか。

○竹田委員 実際に、どういう規定ぶりになるのか、今の説明だけではよく理解できませんけれども、本来、識別力を有するものが商標だと言いながら、新しい商標はその多くが本来は識別力を持ってないけれども、使用によって識別力を持つから商標として認めるのだというのは、少なくとも現在の枠組みの商標とは違うのかなと思ったものですから、その辺をどうやって規定の中で組み込んでいくのかは、よく検討する必要があるのではないかと思ったということです。

○土肥委員長 林商標制度企画室長が説明なさった点ですけれども、新しいタイプの商標が、原則、すべて識別性が無いとは考えてないのだと思います。

例えば、立体商標という新しいタイプの商標が、既に存在するわけですが、あれは商標と、それから、その商品が一体になっていて、商品と商標が別個独立しているわけではないのです。だけでも、ああいうようなものであっても、本来、需要者はその商品の形状とか包装というものを識別力あるものとして見ないで認識しがちなものではあっても、識別力があるものもあるという構成でできているわけで、そういうことからすると、今度の新しいタイプというのは、基本的には独立性を持っていますので、音にしても何にしても、基本的には商品やサービスを識別する可能性を本来持っているのだろうと思うのです。

ただ、それを需要者がどこまで認識するかという、そこが大きな問題で、第3条第2項の問題が出てくるのだろうというふうに思ってワーキングチームあたりの議論ではやっておったと私は思っておりますので、若干補充させていただきましたけれども、松尾委員、何か関連して。

○松尾委員 関連するところなんです。

私も林商標制度企画室長の御説明自体はわかりますけれども、例えば、これはここでなくて2-3というのは新商標ワーキンググループにおける検討の方向性ということになり

ますけれども、これを見ても、例えば1ページ、輪郭の無い色彩の商標というところで、第3条の規定を整備することが適切と考えると出てきます。次の2ページを見ましても、位置商標の3行目あたりに、またここでも識別力の要件に関する第3条の規定を整備することが適切と考える。次の音の商標のところにも、ずっと出てきます。何回か第3条を整備する。第3条第2項ではなく第3条第1項の各号について指していると思うのです。そうすると、今までとやはり基本的に違うものを考えておられるようにも見えますし、そこら辺が新しいタイプの商標というときの識別力、商標として認められ、使用による顕著性がなくても認められるものがあるという御説明との関係がどうもよくわからないので御説明いただきたいと思います。

それからもう1つ、ちょっと読んでいって私がわからないところなので教えていただきたいのですが、2-2の4ページのところに、音の商標と他のタイプの商標の組合せというのが出てきますね。幾つか例が書いてあります。先ほど今までであるような文字が音で出てくる。そこは多分、音の商標の一番初めに書いてある視覚ではなく聴覚で認識されるものという、これがそうなんだろうと思います。

その次に、他方というところで、音の商標が動きの商標を介さずに視覚的要素よりなる商標と組み合わせられるものと出てきますね。私はそういうものの一つ一つのイメージがよくわからない。イメージがわいてこないのです。特に、動きの商標を介さずに視覚的要素よりなる商標とか、そういうものの具体的な例を考えて、そして、その第3条のこれは第2項だけの問題なのか、第1項の方の整備する必要とも関係してくるのか。ちょっとそこら辺を第3条第1項一般と合わせて御説明いただきたいと思います。

○土肥委員長　お願いできますか。

○林商標制度企画室長　まず、先生御指摘の方の資料の2-2の関係の方から説明させていただきます。資料2-2はいわゆる一商標一出願の関係でございますので、ここではいかなる商標の組合せが識別性があるかどうかというよりも、一つの出願でどこまで組合せができるのかという話でございます。

○松尾委員　それは良いのですが、例えば、そういう動きの商標を介さずに視覚的要素よりなる音の商標というのは、例えばどんな商標なんですかという、それがわからないのですよ。

○林商標制度企画室長　まず、音の商標と動く商標、要は組み合わせた状態はどんなイメージのものかというようなお話ですね。

○松尾委員 それはよく出されるライオンの例ですね。

○林商標制度企画室長 そうですね。

○松尾委員 そうではなくて、動きとか、時間的要素がなくて視覚的要素という・・・。

○林商標制度企画室長 例えば、立体商標として商品の形状などについても、現実の使用の段階では、商品のどこかのボタンを押すと声が出るとか、そういうような立体商標と音の商標の組合せとしてはあり得ると思うのですが、ここの資料ではそういうものを出願に際して一つの商標として、常に一体のものとして把握するような必要性があるのかという意味では、必ずしもそういう必要は無いのではないかというような方向性でまとめさせていただいております。

○松尾委員 それならわかります。

それでは、第3条の方をお願いします。

○林商標制度企画室長 ワーキンググループにおける第3条の方の規定の整備の方向につきましては、新しいタイプの商標だけを、今までの規定と別途使用による識別性を最初に課すことを想定しているのではなく、現行と同様に、第3条第1項各号の中に規定されるような識別力のない類型を適宜整備していった上で、それに該当するようなものであっても、第3条第2項のいわゆる使用による識別力があるようなケースについては、登録を認めるというのが基本的な骨格と考えています。

○松尾委員 今の御説明の中でおっしゃった整備って何ですか。法律の何か今の規定では具合が悪いから修正しようとかいう話ではなくて適用の仕方ですか。

○林商標制度企画室長 例えば、識別性の中で商品の色彩についても、規定の整備が必要と書かれておりますが、そういうものについて、現行でいう例えば、第3条第1項第3号には商品の形状、品質等々が普通に用いられる方法で表示するのは基本的には識別力が無いという扱いになっておりますが、現行では第3号に色彩は規定されていません。そこで、そういう規定の中に、例えば、色彩なら色彩というのを追加するようなイメージを考えているということでございます。

○松尾委員 なるほど、わかりました。具体的にはまだ決まっていないけれどもということですね、わかりました。

○竹田委員 今のお話ですと、結局、この新しい商標を入れる場合は、第3条だけでなく第2条のまず第2条第1項本文の商標の定義を変えますね。その上で第3条第1項の各号のところに新しい商標のうちでこういうものは登録できないと書きますね。その上で第

3条第2項で何号から何号のものについては使用による識別力があるときには登録することができる。そうすると、どう見ても新しい商標で登録が認められるのは例外的で、識別力を獲得したものだけが商標として認められるというような全体的なワーディングになってしまいませんか。ここであれこれ持ち出しても混乱するだけかもしれませんので、是非その辺はひとつきちんと体系的に整理できるようにお願いしたいと思います。

○土肥委員長 今、竹田委員がおっしゃっていただいたところ、松尾委員が御質問なされたところを含めて十分勉強させていただきたいと思っております。

今回は1回目でございますので、本来であればもっといろいろ御意見を伺いたいところではありますけれども、時間的にもそんなにたくさんの時間も残っておりません。したがって、産業界の方々が御発言ございましたけれども、そういったところは十二分に酌みとって今後の整理、そういったところで反映していきたいと事務局は考えているだろうと思います。

あと1点だけよろしいですか。

著作権との関係性についてかなり事務局で説明があったのですが、この点については何か御意見をいただければ、それを最後に本日のところは締めたいと思うのですが、いかがでございましょうか。特にございませんか。

○鈴木委員 日本弁理士会の鈴木と申します。

今、委員長の先生からお話がありました著作権との関係に関してですが、今回は新しい商標の登録要件ということで話がなされている関係で、ここに書かれていることについては特に私どもとしても異存があるわけではないため、今回は発言していなかったのですが、今後、新しいタイプの商標と著作権との抵触関係が、論議の課題に挙がると思うのですが、そこのところでは慎重に検討していただきたい。特に音は、著作権だけではなくてほかにも著作隣接権との関係も問題になるような気がしておりまして、私どもの方の委員会の方でもそういう指摘が上がってきております。

ちょっとまだ我々の方も十分勉強できているわけではございませんで、もう少し明確に御提案できるような内容ができましたら発言させていただきたいと思っておりますけれども、ちょっと今後、またお作りになるというふうに思いますので、その点については考慮しながら資料等を作成していただければと思ひまして発言させていただきました。

以上でございます。

○土肥委員長 ありがとうございます。

今後、まだまだ本日の議論の先があらうかと思しますので、鈴木委員、御要請のあった点を踏まえてまた考え方、あるいは論点の整理をさせていただければと思っております。

何分時間にも限りがあるものでございますから、残念ながら本日の審議と言いますか、検討、討議はこのくらいにいたしまして、また、次回の議論のときに続きをちょうだいできればと思っております。

それでは、もしまた御意見等を思いつかれたことがございましたら、事務局のところまでこの問題についてお寄せいただければと思います。

それでは、今後のスケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○鎌田審議室長 今後のスケジュールにつきましては、委員長と御相談の上、追って御連絡させていただきます。

以上でございます。

○土肥委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産政策部会第 22 回商標制度小委員会を閉会いたします。

本日は長時間、御審議に御協力いただきましてありがとうございます。

閉 会

以上

-
- <この記事に関する問い合わせ先>
 - 特許庁総務部総務課制度改正審議室
 - TEL：03-3581-1101 内線 2118
 - FAX：03-3501-0624
 - E-mail：[お問い合わせフォーム](#)
 - 特許庁審査業務部商標課商標制度企画室
 - TEL：03-3581-1101 内線 2806
 - FAX：03-3508-5907
 - E-mail：[お問い合わせフォーム](#)